(公社提出用)

<住宅金融支援機構用>

保証委託申込内容に関する確認書 及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日 平成

一般財団法人住宅改良開発公社 御中

申込者① 住所 氏名(自署)	(実印)	申込者② 住所 氏名 (自署)	実印
申込者③		担保提供者	
住所 氏名(自署)	(実印)	住所 氏名(自署)	実印

私(特段の断りがない限り、申込者全員をいいます。)及び担保提供者は、私が利用を 予定している貴公社の機関保証制度に関して、下記Ⅰ~Ⅲ(担保提供者はⅡを除きま す。)の内容を理解し、かつ、下記Ⅲのとおり確約したうえで、保証委託申込みを行い ます。また、本書のIV「個人情報の取扱いに関する同意書」の内容に同意します。

下表により保証料方式をご選択頂いたうえ、押印欄に各申込者様(担保提供者様は除く)が実印を押印して下さい。

保証料方式	押印欄	(実印を押)	印してくだ	さい)	ご確認(ご参照)を	
$*$ いずれかの \square にチェック (V)	申込者①	申込者②	申込者③		いただくページ	
□ 保証料返戻なし					2ページの Ⅱ保証料の1から2	
□ 保証料返戻あり					2及び3ページの Ⅱ保証料の1から3	

記

保証制度の概要

私及び担保提供者は、一般財団法人住宅改良開発公社(以下「公社」といいます。)の保証制度 の概要について、以下の1~4の内容を確認しました。

- 1 公社は、申込者様が住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)から賃貸住宅融資等を 借り入れされるときに、申込者様と公社との契約(「保証委託契約」といいます。)により連帯 保証人となります。
- 2 公社は、連帯保証人となるに当たり、申込者様に公社所定の保証料をお支払いただきます。
- 3 申込者様が機構に対する借入金を返済できなくなった場合、公社は、申込者様に代わって その借入金を機構へ全額返済します。(これを「代位弁済」といいます。)
- 4 公社が代位弁済を行った場合、それによって申込者様の返済義務が無くなるわけではあり ません。代位弁済後、物件処分等何らかの方法によって、申込者様の債務を公社へ返済して いただきます。

(2017.8.7,000)

Ⅱ 保証料

私は、公社の保証料について、以下の1~3の内容を確認・承諾します。

1 保証料方式の選択について

保証料のタイプについては、次の方式のいずれかをお客様に選択していただきます。

【保証料返戻なし】:後述の3に該当する場合であっても、お支払いをいただいた保証料 についてはお返し(返戻)しません。

【保証料返戻あり】:後述の3に該当する場合には、お支払いをいただいた保証料の一部

をお返し(返戻)します。

- (注)融資種別が「賃貸改良融資」及び東日本大震災に係る「災害復興住宅融資」の場合は、「保証料返戻なし」 を選択いただくことができませんので、「保証料返戻あり」のご利用のみとなります。
- 2 保証料のお支払額とお支払時期について

保証料は、建設地及び保証期間(融資期間)などに応じて、お支払いただきます。 また、保証料は、下表により算出した額を、一括払いで機構の初回交付金より差し引いて お支払いただきます。

<賃貸住宅融資の保証料>

保証期間(融資期	阴間) 保証料方式	20年以下	20年を超え 25年以下	25年を超え 30年以下	30年を 超えるもの
建設地が東京都、	保証料返戻なし	融資額 × 1. 70%	融資額 × 2.00%	融資額 × 2. 28%	融資額 × 2. 50%
神奈川県、埼玉県、 千葉県の場合	保証料返戻あり	融資額 × 1. 98%	融資額 × 2. 32%	融資額 × 2. 65%	融資額 × 2. 90%
建設地が上記以外の道府県の場合	保証料返戻なし	融資額 × 2. 10%	融資額 × 2. 50%	融資額 × 2. 90%	融資額 × 3. 20%
	保証料返戻あり	融資額 × 2. 44%	融資額 × 2. 90%	融資額 × 3. 36%	融資額 × 3. 70%

- 注 賃貸改良融資の保証料は、裏面(4ページ)に記載しています。
- 3 保証料をお返し(返戻)する場合の取扱いについて
- (1) 次のいずれかに該当したときに、お支払いただいた保証料の一部をお返し(返戻)します。 ただし、「保証料返戻なし」を選択されたときは、お支払いただいた保証料については、 お返し(返戻)しません。

なお、一部繰上返済された場合及び変更契約により返済期間を短縮された場合は、機構 に対する借入金の全部の返済を終了したときに、保証料の一部をお返しします。

- ① 機構に対する借入金を一括返済された場合
- ② 機構に対する借入金について免責的債務引受により免責された場合
- ③ 機構に対する借入金を一部繰上返済された場合
- ④ 機構に対する借入金について変更契約により返済期間を短縮された場合
- (2) 保証料については、その一部が年々の代位弁済等の原資に、また一部は保証制度の運営 に必要な経費(審査、契約締結、債権管理等の経費)にそれぞれ充てられることから、お 返しする保証料の額は、当初お支払いただいた保証料に対して少額となっております。
- (3) お返しする保証料の額は、お支払いただいた保証料の額に「保証料の返戻料率」を乗じ て算出(円未満切捨て)します。
- (4)「保証料の返戻料率」は、融資種別、建設地、当初の保証期間(注1)に応じて、完済時 における経過年数(注2)毎に公社が定めています。
 - <注1>「当初の保証期間」とは、公社が発行する保証委託契約証書に記載される 返済期間に相当する期間をいいます。この期間の始期は、機構との金銭消 費貸借契約の契約締結日となります(以下同じ)。
 - <注2>「完済時における経過年数」とは、機構との金銭消費貸借契約の契約締結 目を始期とし、申込者様が機構に対する借入金の全部の返済を終了した目 (免責的債務引受の場合は、機構から免責された日) を終期とする期間に おける年数をいい、年未満の期間がある場合は切り上げます(以下同じ)。

Ⅱ 保証料(続き)

- (5) お返しする保証料の計算に用いる「保証料の返戻料率」は、上記(1)の①~④の場合に該当することとなった日(変更契約により返済期間を短縮された場合は、機構に対する借入金の全部の支払を終了した日)において、公社が定める料率が適用されます。
- (6) 公社は、将来の経済情勢等の変化により、当該料率を変更する場合があります。
- (7) 現在の「保証料の返戻料率」(目安)は、下表のとおりです。

<賃貸住宅融資の保証料の返戻料率(目安)>

坐加の伊証期	88	完 済 時 に お け る 経 過 年 数					
当初の保証期間		1年経過	5年経過	10年経過	20年経過	30年経過	
建設地が東京都、	25年	32. 76%	24. 33%	15. 48%	3. 34%	_	
神奈川県、埼玉県、	30年	33. 99%	26. 53%	18. 50%	6. 56%	_	
千葉県の場合	35年	35. 54%	28. 72%	21. 24%	9. 58%	2. 15%	
	25年	35. 36%	26. 57%	17. 23%	3. 97%	_	
建設地が上記以外の道府県の場合	30年	36. 21%	28. 52%	20. 16%	7. 48%	_	
	35年	36. 51%	29. 75%	22. 28%	10. 43%	2. 52%	

- 注1 保証料の返戻料率は、経過年数1年毎に定めています。
- 注2 賃貸改良融資の保証料の返戻料率(目安)は、裏面(4ページ)に記載しています。

Ⅲ 確約事項

私及び担保提供者は、公社に保証委託申込みを行うに際して、「保証委託申込書」記載の約諾事項に加えて、以下の1~6の事項を確約します。

(申込内容等)

- 1 (1) 公社に対して行う保証委託申込みの内容は、私が機構に対して行う融資申込みと同一の 計画・内容に基づくものです。
 - (2) 私が今後機構に申込内容の変更を申請し、これを受理されたときは、速やかに公社に同内容を報告し、公社の指示に従って保証委託申込内容の変更手続をとります。
 - (3) 保証委託申込みに際し、公社に写し (コピー)を提出した資料について、公社から請求があったときは、速やかにその原本を提出又は提示します。

(調香等)

2 公社又は公社の委託を受けた者が、保証委託申込書記載の物件所在地に立ち入り、又はそ の周辺において賃貸計画等に関する調査を行うことを了承します。

(保証承諾の取消等)

- 3 (1) 私について次の①から⑤のいずれかに、担保提供者について次の①又は⑥に該当した場合は、公社から保証不承諾とされ、又は何ら催告なしに保証承諾を取消されても、一切異議を申し立てません。
 - ① 公社に提出した書類に虚偽があったとき。
 - ② 正当な理由がなくて、所定の時期に着工せず、工事が長期間進捗せず、又は工事が竣工しなかったとき。
 - ③ 支払停止若しくは手形交換所の取引停止処分があったとき、破産、民事再生手続開始、 会社更生手続開始その他法的整理手続開始の申立があったとき、又は清算に入ったとき。
 - ④ 建築基準法、都市計画法等の建設関係法令に違反したとき。
 - ⑤ その他公社に誓約した事項に違反したとき。
 - (2) 公社が(1)の規定により保証不承諾とし、又は保証承諾を取消した場合において、それらを原因として私又は担保提供者に損害が発生したとしても、公社に対して一切の請求を行わないほか、何ら迷惑をかけません。また、それらの場合において、公社が被った損害の補てんは私の負担とします。

公社記入欄	〈対応者印〉
□申込者①に説明 □申込者②に説明 □申込者③に説明 □来社な	ı
説明を行った日:平成 年 月 日	

Ⅲ 確約事項 (続き)

(反社会的勢力に属さないことの確約等)

- 4 (1) 私又は担保提供者(私又は担保提供者が法人である場合にあっては、当該法人親会社及び子会社並びにこれらの会社の役員を含みます。以下「私等」といいます。)は、現在、次の①及び②に掲げる者のいずれにも該当せず、これらの者のいずれとも関係(これらの者に経営に実質的に関わらせ又は資金供給若しくは便宜を供与し、これらの者を従事者とすること等を含みます。以下同じ。)がないことを表明するとともに、将来にわたっても該当せず、関係がないことを確約します。
 - ①「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年5月15日法律第77号) に定める暴力団若しくは暴力団員、暴力団の準構成員又は、暴力団関係企業、総会屋 等社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等若しくはそれに属する者
 - ② 前号の団体又は個人に準ずる者
 - (2) 私等は、自ら又は第三者を利用して、次の①から⑤に該当する行為を行いません。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて公社の信用を毀損し、又は公社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他①から④に準ずる行為
 - (3) 私等が、(1)の①及び②に掲げる者のいずれかに該当し、これらの者のいずれかと関係し、若しくは(2)の①から⑤までのいずれかに該当する行為をし、又は(1)の規定に基づく表明若しくは確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、公社から保証不承諾とされ、又は何ら催告なしに保証承諾を取消されても、一切異議を申し立てません。
 - (4) 公社が(3)の規定により保証不承諾とし、又は保証承諾を取消した場合において、それらを原因として私等に損害が発生したとしても、公社に対して一切の請求を行わない他、何ら迷惑をかけません。また、それらの場合において、公社が被った損害の補てんは、私の負担とします。

(保証委託申込み辞退の場合)

- 5 公社が保証承諾を行った後に、私の都合で公社への保証委託申込みを辞退した場合、公社からそれまでの事務に要した費用に相当する額を請求されても異議ありません。
- (保証委託契約を証する書面の承諾)
- 6 本確認書が保証委託申込書及び保証委託契約証書と一体となって、公社との間の保証委託 契約を証する書面となることを承諾します。

以上

※表面の補足 - 賃貸改良融資の保証料及び保証料の返戻料率(目安)

<賃貸改良融資の保証料>

保証期間(融資期間)	10年以下	10年を超え15年以下	15年を超えるもの	
保証料	融資額 × 1.05%	融資額 × 1. 40%	融資額 × 1.70%	

<賃貸改良融資の保証料の返戻料率(目安)>

v ta o /a == ta aa		完済時におり	ナる経過年数	
当初の保証期間	1年経過	3年経過	5年経過	10年経過
10年	20. 35%	14. 95%	10. 07%	Ì
15年	26. 17%	21. 10%	16. 51%	6. 96%
20年	29. 93%	25. 31%	21. 07%	12. 03%

注 保証料の返戻料率は、経過年数1年毎に定めています。

IV 個人情報の取扱いに関する同意書

私は、一般財団法人 住宅改良開発公社(以下「公社」といいます。)が保護措置を講じたうえで取得する個人情報の取扱いに関して、下記の内容に同意します。

1 個人情報を利用する業務の内容及び目的

公社は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、保証委託申込者及び担保提供者 (以下「お客様」といいます。)から提供を受けた個人情報を、次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用 します。

- (1) 業務内容
- ① 賃貸住宅建設等に必要な資金の融資に係る保証委託申込み(以下「本申込み」といいます。) の受付及び審査
- ② 賃貸住宅建設等に必要な資金の融資に係る保証委託契約(以下「本契約」といいます。) の締結及び 保証取引の継続的管理
- ③ 保有債権の管理回収
- ④ その他これらに付随する業務
- (2) 取得する個人情報
- ① お客様が所定の保証委託申込書及び付属書面に記載した住所、氏名、生年月日、年齢、性別、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況等
- ② 本契約に関する申込日、契約日、借入金額、建設計画、資金計画、物件所在地等の借入申込内容
- ③ 本契約に関するお客様の借入金の返済内容及びお客様が申告した資産内容等
- ④ 公社が取得したお客様の個人情報(返済口座情報、取引履歴及び債務の返済状況等を含みます。)
- (3) 利用目的
- ① 本申込みの受付、お客様の本人確認、保証の審査・承諾のため
- ② 保証取引の継続的な管理のため
- ③ お客様とのお取引及び交渉経過その他の事実に関わる記録の保存、保証基準の見直し、加盟する個人信用情報機関への提供のため
- ④ お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑤ 取引上必要な各種郵便物の送付、住宅ローンや住宅関連の情報提供のため
- ⑥ 市場調査や分析・統計の実施のため
- ⑦ アンケート実施等による公社に関連する商品やサービスの研究・開発のため
- ⑧ ダイレクトメールの送付等による公社に関連する商品又はサービスに関する各種ご案内・ご提案のため

* ダイレクトメールの送付を希望されない場合は送付いたしませんので、次の< >内の□に チェック(ν)を入れてください。□ ダイレクトメールの送付を希望しない。>

- 9 その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- 2 個人信用情報機関への登録・利用
- (1) 公社は、公社が加盟する個人信用情報機関(以下「加盟先機関」といいます。)及び加盟先機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携先機関」といいます。)にお客様(担保提供者を除きます。以下(1)において同じ。)の個人情報が登録されている場合には、当該個人情報の提供を受け、お客様の支払能力の調査の目的に限り、それを利用します。
- (2) 加盟先機関は、お客様(担保提供者を除きます。以下(2)において同じ。)の本申込み及び本契約に関する客観的な取引事実等に基づく個人情報を下表に定める期間登録し、加盟会員及び提携先機関の加盟会員に提供します。また、加盟先機関及び提携先機関の加盟会員は、当該個人情報をお客様の支払能力に関する調査の目的に限り利用します。

登録情報	登録期間
①本申込みをした事実	公社が個人信用情報機関に照会した目から6ヶ月間
②本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内
③債務の支払を延滞した事実	契約期間中及び契約終了日から5年間

- * 提携先機関の加盟会員により利用される個人情報は、上記項目のうち「③債務の支払を延滞した事実」となります。
- (3) 公社は、次の個人信用情報機関に加盟しています。

なお、公社が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途お客様あて書面により通知し、同意を得るものとします。

● 株式会社シー・アイ・シー

〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1 -23-7 新宿ファーストウエスト15階 お問い合わせ先: 0120-810-414 たか・ジアドル: http://www.cic.co. ip

- * 株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。
- (4) 株式会社シー・アイ・シーが提携する個人信用情報機関は、次のとおりです。
- ① 全国銀行 個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

お問い合わせ先:03-3214-5020 ホームページアドレス: http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

* 全国銀行 個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

Ⅳ 個人情報の取扱いに関する同意書(続き)

② 株式会社 日本信用情報機構

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 4 1-1

お問い合わせ先:0570-55-955 たいづかい: http://www.jicc.co.jp/

- * 株式会社 日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。
- (5) 株式会社シー・アイ・シーに登録する情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、契約の種類、契約日、商品名、 契約額、支払回数、利用残高、月々の支払状況等です。
- 3 第三者への個人情報の提供

公社は、次の(1)から(3)のとおり、利用目的の達成に必要な範囲で、お客様に関する個人情報(本申込み及び本契約に係る情報を含みます。)を、独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫(以下「機構又は公庫」といいます。)に提供する場合があります。

- (1) 提供する個人情報
- ① 氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入の要領に関する情報等、保証委託申込書及び保証委託契約証書並びに付属書面等の本申込み及び本契約に当たり提出する書類に記載の全ての情報
- ② 公社での保証審査の結果に関する情報(担保評価額等の与信評価情報を含みます。)
- ③ 保証番号や保証料の金額等、公社とのお取引に関する情報
- ④ 公社における保証残高情報、他の保証取引・金融取引に関する情報、資産・負債の状況に関する情報等、機構又は公庫における取引管理に必要な情報
- (5) 機構又は公庫の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続に必要な情報
- ⑥ 代位弁済完了後の返済状況等に関する情報
- (2) 提供先の利用目的
- ① 与信判断及び与信後の管理
- ② 債券発行に伴う信託契約等のため
- ③ 住宅ローンや住宅関連の情報提供並びに市場調査や分析・統計の実施のため
- ④ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- (3) 提供する期間

本契約の申込日から返済が終了する日まで

- 4 個人情報の開示・訂正・削除及び利用停止
- (1) お客様は、公社に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。また、お客様(担保提供者を除きます。)は、2に記載した個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
- ① 公社に開示を求める場合には、7に記載の窓口に連絡するものとします。
- ② 個人信用情報機関に開示を求める場合には、2に記載の個人信用情報機関に連絡するものとします。
- (2) 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、公社は、速やかに訂正又は削除に応じます。
- (3) お客様は、公社に対し、同意に基づかない第三者提供など、お客様の個人情報の利用停止を請求することができます。この請求に理由があると公社が判断したときは、公社は遅滞なく第三者提供等の利用を停止します。
- 5 本同意書の記載内容に一部でも同意いただけない場合

お客様が本申込み又は本契約に当たって、公社が記載をお願いする必要事項について記載されない場合又は本同意書の記載内容に一部でも同意いただけない場合は、公社は本申込み又は本契約をお断りすることがあります。

6 本契約が不成立の場合

本契約が不成立の場合であっても、本申込みをした事実は、2の(2)の①に基づき、本契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

7 個人情報に関するお問い合わせ窓口

公社が保有する個人情報の開示、訂正、削除等の申出、個人情報に関するお問い合わせは、次の窓口で受け付けます。

(1) 公社の窓口 一般財団法人 住宅改良開発公社

首都圏本部	₹102-0076	東京都千代田区五番町14-1	25 03 (3237) 7411
札幌支社	7060-0002	札幌市中央区北二条西3-1-8	2 011 (221) 6717
仙台支社	〒980-0013	仙台市青葉区花京院1-1-20	2 022 (266) 2941
高崎支社	₹370-0849	高崎市八島町110-1	2 027 (324) 6171
名古屋支社	₹461-0004	名古屋市東区葵3-15-31	2 052 (930) 6821
大阪支社	〒541−0057	大阪市中央区北久宝寺町2-5-9	☎ 06 (6245) 5557
広島支社	₹730-0014	広島市中区上幟町7-3	2 082 (511) 1151
福岡支社	₹810-0001	福岡市中央区天神3-10-20	25 092 (712) 4401

- (2) 公社のホームページ http://www.kairyoukousya.or.jp
- 8 条項の変更

公社は、本同意条項を法令の定める手続により必要な範囲内で変更できるものとします。

本書面記載の内容について、さらに詳しくお知りになりたいときは、上記窓口までご照会ください。

(お客様控)

<住宅金融支援機構用>

保証委託申込内容に関する確認書及び個人情報の取扱いに関する同意書

平成 年 月 日

一般財団法人住宅改良開発公社 御中

申込者①	申込者②
住所	住所
氏名(自署)	氏名(自署)
申込者③	担保提供者
住所	住所
氏名(自署)	氏名 (自署)

私(特段の断りがない限り、申込者全員をいいます。)及び担保提供者は、私が利用を予定している貴公社の機関保証制度に関して、下記 $I \sim III$ (担保提供者はIIを除きます。)の内容を理解し、かつ、下記IIIのとおり確約したうえで、保証委託申込みを行います。また、本書のIV「個人情報の取扱いに関する同意書」の内容に同意します。

保証料方式 ※パザれかの□にチェック(v)		ご確認(ご参照)を いただくページ
□ 保証料返戻なし		2ページの Ⅱ保証料の1から2
□ 保証料返戻あり		2及び3ページの Ⅱ保証料の1から3
-	記 記	

I 保証制度の概要

私及び担保提供者は、一般財団法人住宅改良開発公社(以下「公社」といいます。)の保証制度の概要について、以下の1~4の内容を確認しました。

- 1 公社は、申込者様が住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)から賃貸住宅融資等を借り入れされるときに、申込者様と公社との契約(「保証委託契約」といいます。)により連帯保証人となります。
- 2 公社は、連帯保証人となるに当たり、申込者様に公社所定の保証料をお支払いただきます。
- 3 申込者様が機構に対する借入金を返済できなくなった場合、公社は、申込者様に代わって その借入金を機構へ全額返済します。(これを「代位弁済」といいます。)
- 4 公社が代位弁済を行った場合、それによって申込者様の返済義務が無くなるわけではありません。代位弁済後、物件処分等何らかの方法によって、申込者様の債務を公社へ返済していただきます。

(2017.8.7,000)

Ⅱ 保証料

私は、公社の保証料について、以下の1~3の内容を確認・承諾します。

1 保証料方式の選択について

保証料のタイプについては、次の方式のいずれかをお客様に選択していただきます。

【保証料返戻なし】:後述の3に該当する場合であっても、お支払いをいただいた保証料 についてはお返し(返戻)しません。

【保証料返戻あり】:後述の3に該当する場合には、お支払いをいただいた保証料の一部をお返し(返戻)します。

- (注)融資種別が「賃貸改良融資」及び東日本大震災に係る「災害復興住宅融資」の場合は、「保証料返戻なし」 を選択いただくことができませんので、「保証料返戻あり」のご利用のみとなります。
- 2 保証料のお支払額とお支払時期について 保証料は、建設地及び保証期間(融資期間)などに応じて、お支払いただきます。 また、保証料は、下表により算出した額を、一括払いで機構の初回交付金より差し引いて

お支払いただきます。 <賃貸住宅融資の保証料>

保証期間(融資期間)		20年以下	20年を超え 25年以下	25年を超え 30年以下	30年を 超えるもの
	保証料方式		20+201	00+201	XE7C-0-007
建設地が東京都、 神奈川県、埼玉県、 千葉県の場合	保証料返戻なし	融資額 × 1. 70%	融資額 × 2.00%	融資額 × 2. 28%	融資額 × 2. 50%
	保証料返戻あり	融資額 × 1. 98%	融資額 × 2. 32%	融資額 × 2. 65%	融資額 × 2. 90%
建設地が上記以外の道府県の場合	保証料返戻なし	融資額 × 2. 10%	融資額 × 2.50%	融資額 × 2. 90%	融資額 × 3. 20%
	保証料返戻あり	融資額 × 2. 44%	融資額 × 2. 90%	融資額 × 3. 36%	融資額 × 3. 70%

- 注 賃貸改良融資の保証料は、裏面(4ページ)に記載しています。
- 3 保証料をお返し(返戻)する場合の取扱いについて
- (1)次のいずれかに該当したときに、お支払いただいた保証料の一部をお返し(返戻)します。 ただし、「保証料返戻なし」を選択されたときは、お支払いただいた保証料については、 お返し(返戻)しません。

なお、一部繰上返済された場合及び変更契約により返済期間を短縮された場合は、機構に対する借入金の全部の返済を終了したときに、保証料の一部をお返しします。

- ① 機構に対する借入金を一括返済された場合
- ② 機構に対する借入金について免責的債務引受により免責された場合
- ③ 機構に対する借入金を一部繰上返済された場合
- ④ 機構に対する借入金について変更契約により返済期間を短縮された場合
- (2) 保証料については、その一部が年々の代位弁済等の原資に、また一部は保証制度の運営 に必要な経費(審査、契約締結、債権管理等の経費)にそれぞれ充てられることから、お 返しする保証料の額は、当初お支払いただいた保証料に対して少額となっております。
- (3) お返しする保証料の額は、お支払いただいた保証料の額に「保証料の返戻料率」を乗じて算出(円未満切捨て)します。
- (4)「保証料の返戻料率」は、融資種別、建設地、当初の保証期間(注1)に応じて、完済時 における経過年数(注2)毎に公社が定めています。
 - <注1>「当初の保証期間」とは、公社が発行する保証委託契約証書に記載される 返済期間に相当する期間をいいます。この期間の始期は、機構との金銭消 費貸借契約の契約締結日となります(以下同じ)。
 - <注2>「完済時における経過年数」とは、機構との金銭消費貸借契約の契約締結 日を始期とし、申込者様が機構に対する借入金の全部の返済を終了した日 (免責的債務引受の場合は、機構から免責された日)を終期とする期間に おける年数をいい、年未満の期間がある場合は切り上げます(以下同じ)。

Ⅱ 保証料(続き)

- (5) お返しする保証料の計算に用いる「保証料の返戻料率」は、上記(1)の①~④の場合に該当することとなった日(変更契約により返済期間を短縮された場合は、機構に対する借入金の全部の支払を終了した日)において、公社が定める料率が適用されます。
- (6) 公社は、将来の経済情勢等の変化により、当該料率を変更する場合があります。
- (7) 現在の「保証料の返戻料率」(目安)は、下表のとおりです。

<賃貸住宅融資の保証料の返戻料率(目安)>

当初の保証期間		完 済 時 に お け る 経 過 年 数				
ヨ初の休証期	目	1年経過	5年経過	10年経過	20年経過	30年経過
建設地が東京都、 神奈川県、埼玉県、 千葉県の場合	25年	32. 76%	24. 33%	15. 48%	3. 34%	_
	30年	33. 99%	26. 53%	18. 50%	6. 56%	_
	35年	35. 54%	28. 72%	21. 24%	9. 58%	2. 15%
建設地が上記以外の道府県の場合	25年	35. 36%	26. 57%	17. 23%	3. 97%	_
	30年	36. 21%	28. 52%	20. 16%	7. 48%	_
	35年	36. 51%	29. 75%	22. 28%	10. 43%	2. 52%

- 注1 保証料の返戻料率は、経過年数1年毎に定めています。
- 注2 賃貸改良融資の保証料の返戻料率(目安)は、裏面(4ページ)に記載しています。

Ⅲ 確約事項

私及び担保提供者は、公社に保証委託申込みを行うに際して、「保証委託申込書」記載の約諾事項に加えて、以下の1~6の事項を確約します。

(申込内容等)

- 1 (1) 公社に対して行う保証委託申込みの内容は、私が機構に対して行う融資申込みと同一の 計画・内容に基づくものです。
 - (2) 私が今後機構に申込内容の変更を申請し、これを受理されたときは、速やかに公社に同内容を報告し、公社の指示に従って保証委託申込内容の変更手続をとります。
 - (3) 保証委託申込みに際し、公社に写し (コピー)を提出した資料について、公社から請求があったときは、速やかにその原本を提出又は提示します。

(調香等)

2 公社又は公社の委託を受けた者が、保証委託申込書記載の物件所在地に立ち入り、又はそ の周辺において賃貸計画等に関する調査を行うことを了承します。

(保証承諾の取消等)

- 3 (1) 私について次の①から⑤のいずれかに、担保提供者について次の①又は⑥に該当した場合は、公社から保証不承諾とされ、又は何ら催告なしに保証承諾を取消されても、一切 異議を申し立てません。
 - ① 公社に提出した書類に虚偽があったとき。
 - ② 正当な理由がなくて、所定の時期に着工せず、工事が長期間進捗せず、又は工事が竣工しなかったとき。
 - ③ 支払停止若しくは手形交換所の取引停止処分があったとき、破産、民事再生手続開始、 会社更生手続開始その他法的整理手続開始の申立があったとき、又は清算に入ったとき。
 - ④ 建築基準法、都市計画法等の建設関係法令に違反したとき。
 - ⑤ その他公社に誓約した事項に違反したとき。
 - (2) 公社が(1)の規定により保証不承諾とし、又は保証承諾を取消した場合において、それらを原因として私又は担保提供者に損害が発生したとしても、公社に対して一切の請求を行わないほか、何ら迷惑をかけません。また、それらの場合において、公社が被った損害の補てんは私の負担とします。

<以下余白>

Ⅲ 確約事項 (続き)

(反社会的勢力に属さないことの確約等)

- 4 (1) 私又は担保提供者(私又は担保提供者が法人である場合にあっては、当該法人親会社及び子会社並びにこれらの会社の役員を含みます。以下「私等」といいます。)は、現在、次の①及び②に掲げる者のいずれにも該当せず、これらの者のいずれとも関係(これらの者に経営に実質的に関わらせ又は資金供給若しくは便宜を供与し、これらの者を従事者とすること等を含みます。以下同じ。)がないことを表明するとともに、将来にわたっても該当せず、関係がないことを確約します。
 - ①「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年5月15日法律第77号) に定める暴力団若しくは暴力団員、暴力団の準構成員又は、暴力団関係企業、総会屋 等社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等若しくはそれに属する者
 - ② 前号の団体又は個人に準ずる者
 - (2) 私等は、自ら又は第三者を利用して、次の①から⑤に該当する行為を行いません。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて公社の信用を毀損し、又は公社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他①から④に準ずる行為
 - (3) 私等が、(1)の①及び②に掲げる者のいずれかに該当し、これらの者のいずれかと関係し、若しくは(2)の①から⑤までのいずれかに該当する行為をし、又は(1)の規定に基づく表明若しくは確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、公社から保証不承諾とされ、又は何ら催告なしに保証承諾を取消されても、一切異議を申し立てません。
 - (4) 公社が(3)の規定により保証不承諾とし、又は保証承諾を取消した場合において、それらを原因として私等に損害が発生したとしても、公社に対して一切の請求を行わない他、何ら迷惑をかけません。また、それらの場合において、公社が被った損害の補てんは、私の負担とします。

(保証委託申込み辞退の場合)

- 5 公社が保証承諾を行った後に、私の都合で公社への保証委託申込みを辞退した場合、公社からそれまでの事務に要した費用に相当する額を請求されても異議ありません。
- (保証委託契約を証する書面の承諾)
- 6 本確認書が保証委託申込書及び保証委託契約証書と一体となって、公社との間の保証委託 契約を証する書面となることを承諾します。

以上

※表面の補足 – 賃貸改良融資の保証料及び保証料の返戻料率(目安)

<賃貸改良融資の保証料>

保証期間(融資期間)	10年以下	10年を超え15年以下	15年を超えるもの
保証料	融資額 × 1.05%	融資額 × 1. 40%	融資額 × 1. 70%

<賃貸改良融資の保証料の返戻料率(目安)>

	V 70 /Q €T #0 88	完 済 時 に お け る 経 過 年 数				
l	当初の保証期間	1年経過	3年経過	5年経過	10年経過	
	10年	20. 35%	14. 95%	10. 07%	_	
	15年	26. 17%	21. 10%	16. 51%	6. 96%	
	20年	29. 93%	25. 31%	21. 07%	12. 03%	

注 保証料の返戻料率は、経過年数1年毎に定めています。

IV 個人情報の取扱いに関する同意書

私は、一般財団法人 住宅改良開発公社(以下「公社」といいます。)が保護措置を講じたうえで取得する個人情報の取扱いに関して、下記の内容に同意します。

1 個人情報を利用する業務の内容及び目的

公社は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、保証委託申込者及び担保提供者 (以下「お客様」といいます。)から提供を受けた個人情報を、次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用 します。

- (1) 業務内容
- ① 賃貸住宅建設等に必要な資金の融資に係る保証委託申込み(以下「本申込み」といいます。) の受付及び審査
- ② 賃貸住宅建設等に必要な資金の融資に係る保証委託契約(以下「本契約」といいます。) の締結及び 保証取引の継続的管理
- ③ 保有債権の管理回収
- ④ その他これらに付随する業務
- (2) 取得する個人情報
- ① お客様が所定の保証委託申込書及び付属書面に記載した住所、氏名、生年月日、年齢、性別、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況等
- ② 本契約に関する申込日、契約日、借入金額、建設計画、資金計画、物件所在地等の借入申込内容
- ③ 本契約に関するお客様の借入金の返済内容及びお客様が申告した資産内容等
- ④ 公社が取得したお客様の個人情報(返済口座情報、取引履歴及び債務の返済状況等を含みます。)
- (3) 利用目的
- ① 本申込みの受付、お客様の本人確認、保証の審査・承諾のため
- ② 保証取引の継続的な管理のため
- ③ お客様とのお取引及び交渉経過その他の事実に関わる記録の保存、保証基準の見直し、加盟する個人信用情報機関への提供のため
- ④ お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑤ 取引上必要な各種郵便物の送付、住宅ローンや住宅関連の情報提供のため
- ⑥ 市場調査や分析・統計の実施のため
- ⑦ アンケート実施等による公社に関連する商品やサービスの研究・開発のため
- ⑧ ダイレクトメールの送付等による公社に関連する商品又はサービスに関する各種ご案内・ご提案のため

* ダイレクトメールの送付を希望されない場合は送付いたしませんので、次の< >内の□に チェック(ν)を入れてください。□ ダイレクトメールの送付を希望しない。>

- 9 その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- 2 個人信用情報機関への登録・利用
- (1) 公社は、公社が加盟する個人信用情報機関(以下「加盟先機関」といいます。)及び加盟先機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携先機関」といいます。)にお客様(担保提供者を除きます。以下(1)において同じ。)の個人情報が登録されている場合には、当該個人情報の提供を受け、お客様の支払能力の調査の目的に限り、それを利用します。
- (2) 加盟先機関は、お客様(担保提供者を除きます。以下(2)において同じ。)の本申込み及び本契約に関する客観的な取引事実等に基づく個人情報を下表に定める期間登録し、加盟会員及び提携先機関の加盟会員に提供します。また、加盟先機関及び提携先機関の加盟会員は、当該個人情報をお客様の支払能力に関する調査の目的に限り利用します。

登録情報	登録期間
①本申込みをした事実	公社が個人信用情報機関に照会した目から6ヶ月間
②本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内
③債務の支払を延滞した事実	契約期間中及び契約終了日から5年間

- * 提携先機関の加盟会員により利用される個人情報は、上記項目のうち「③債務の支払を延滞した事実」となります。
- (3) 公社は、次の個人信用情報機関に加盟しています。

なお、公社が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途お客様あて書面により通知し、同意を得るものとします。

● 株式会社シー・アイ・シー

〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1 -23-7 新宿ファーストウエスト15階 お問い合わせ先: 0120-810-414 たか・ジアドル: http://www.cic.co. ip

- * 株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。
- (4) 株式会社シー・アイ・シーが提携する個人信用情報機関は、次のとおりです。
- ① 全国銀行 個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

お問い合わせ先:03-3214-5020 ホームページアドレス: http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

* 全国銀行 個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

Ⅳ 個人情報の取扱いに関する同意書(続き)

② 株式会社 日本信用情報機構

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 4 1-1

お問い合わせ先:0570-55-955 たいづかい: http://www.jicc.co.jp/

- * 株式会社 日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。
- (5) 株式会社シー・アイ・シーに登録する情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、契約の種類、契約日、商品名、 契約額、支払回数、利用残高、月々の支払状況等です。
- 3 第三者への個人情報の提供

公社は、次の(1)から(3)のとおり、利用目的の達成に必要な範囲で、お客様に関する個人情報(本申込み及び本契約に係る情報を含みます。)を、独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫(以下「機構又は公庫」といいます。)に提供する場合があります。

- (1) 提供する個人情報
- ① 氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入の要領に関する情報等、保証委託申込書及び保証委託契約証書並びに付属書面等の本申込み及び本契約に当たり提出する書類に記載の全ての情報
- ② 公社での保証審査の結果に関する情報(担保評価額等の与信評価情報を含みます。)
- ③ 保証番号や保証料の金額等、公社とのお取引に関する情報
- ④ 公社における保証残高情報、他の保証取引・金融取引に関する情報、資産・負債の状況に関する情報等、機構又は公庫における取引管理に必要な情報
- (5) 機構又は公庫の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続に必要な情報
- ⑥ 代位弁済完了後の返済状況等に関する情報
- (2) 提供先の利用目的
- ① 与信判断及び与信後の管理
- ② 債券発行に伴う信託契約等のため
- ③ 住宅ローンや住宅関連の情報提供並びに市場調査や分析・統計の実施のため
- ④ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- (3) 提供する期間

本契約の申込日から返済が終了する日まで

- 4 個人情報の開示・訂正・削除及び利用停止
- (1) お客様は、公社に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。また、お客様(担保提供者を除きます。)は、2に記載した個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
- ① 公社に開示を求める場合には、7に記載の窓口に連絡するものとします。
- ② 個人信用情報機関に開示を求める場合には、2に記載の個人信用情報機関に連絡するものとします。
- (2) 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、公社は、速やかに訂正又は削除に応じます。
- (3) お客様は、公社に対し、同意に基づかない第三者提供など、お客様の個人情報の利用停止を請求することができます。この請求に理由があると公社が判断したときは、公社は遅滞なく第三者提供等の利用を停止します。
- 5 本同意書の記載内容に一部でも同意いただけない場合

お客様が本申込み又は本契約に当たって、公社が記載をお願いする必要事項について記載されない場合又は本同意書の記載内容に一部でも同意いただけない場合は、公社は本申込み又は本契約をお断りすることがあります。

6 本契約が不成立の場合

本契約が不成立の場合であっても、本申込みをした事実は、2の(2)の①に基づき、本契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

7 個人情報に関するお問い合わせ窓口

公社が保有する個人情報の開示、訂正、削除等の申出、個人情報に関するお問い合わせは、次の窓口で受け付けます。

(1) 公社の窓口 一般財団法人 住宅改良開発公社

首都圏本部	₹102-0076	東京都千代田区五番町14-1	25 03 (3237) 7411
札幌支社	7060-0002	札幌市中央区北二条西3-1-8	2 011 (221) 6717
仙台支社	〒980-0013	仙台市青葉区花京院1-1-20	2 022 (266) 2941
高崎支社	₹370-0849	高崎市八島町110-1	2 027 (324) 6171
名古屋支社	₹461-0004	名古屋市東区葵3-15-31	23 052 (930) 6821
大阪支社	〒541−0057	大阪市中央区北久宝寺町2-5-9	2 06 (6245) 5557
広島支社	₹730-0014	広島市中区上幟町7-3	2 082 (511) 1151
福岡支社	₹810-0001	福岡市中央区天神3-10-20	25 092 (712) 4401

- (2) 公社のホームページ http://www.kairyoukousya.or.jp
- 8 条項の変更

公社は、本同意条項を法令の定める手続により必要な範囲内で変更できるものとします。

本書面記載の内容について、さらに詳しくお知りになりたいときは、上記窓口までご照会ください。